

## 寒川浄水場排水処理施設更新等事業 事業者ヒアリング結果概要（富士電機）

日 時 平成 14 年 12 月 2 日（月） 10:00～12:00

場 所 神奈川県庁分庁舎（財産管理課分室）

### 【ヒアリング項目】

- 1 ペナルティの範囲＜実施方針添付資料 8 及び 9 関係＞
- 2 不可抗力による事業者の負担の考え方＜特定事業契約書（素案）第 26 条ほか＞
- 3 公表内容＜落札者決定の考え方＞
- 4 既存濃縮施設の更新について＜その他＞
- 5 その他

### 【ヒアリング結果】

- 1 ペナルティの範囲＜実施方針添付資料 8 及び 9 関係＞

< 富士電機 >

- ・ 事業者においては、サービス購入料はその構成内容により、会計上、税務上の処理が異なるため、一体不可分であるという県企業庁の立場とは全く異なっています。維持管理・運営のモニタリングとそのペナルティとしての減額の仕組みは理解しますが、融資金融機関へのリスク移転の手法として、割賦代金担当分まで減額対象とすることは事業者の負担を必要以上に増すことになると考えます。

< 県企業庁 >

- ・ 金融機関がリスクに応じて金利を高く設定したとしても、これも経費として見込んだサービス購入料を県企業庁が支払いますので、事業者の負担増にはならないと考えています。

< 富士電機 >

- ・ 金融機関は金利を上乗せするだけでは、事業継続性が担保されているとは評価しないと思われます。

< 県企業庁 >

- ・ 金融機関に対しては、何らかの安心材料があれば良いのか、それとも少しでも事業継続性に不安がある（僅かでも、維持管理・運営期間中のペナルティが割賦部分に及ぶ可能性がある）というだけで厳しい条件となるのか。県企業庁としては、維持管理・運営期間中のペナルティが初期投資部分（割賦部分）にまで及んでしまうことは、余程のことがない限りあり得ないと考えています。

< 富士電機 >

- ・ 事業リスクを判断する基準が、事業者と金融機関とでは異なる可能性があり、金融機関を説得するのは難しいと思います。再生利用リスクに関しては、特に困難な部分であると考えています。
- ・ 事業者としては、金利を上乗せされるだけならばやむを得ないのですが、金融機関のリスク評価によっては、キャッシュリザーブに関する条件が厳しくなったり、株主

企業の保証を求められたりする可能性があり、S P Cを設立して事業運営する意味が薄れてしまうことに成りかねないと思います。

- ・ また、S P Cの会計処理・税務関係面では、割賦部分が確定されないと不都合が生じる可能性があると思います。

< 県企業庁 >

- ・ 会計処理や税務関係の問題については、サービス購入料の構成要素が示されているだけでは不十分なのですか。

< 富士電機 >

- ・ 契約書に各々の金額が明示されていることが、第一前提になると思います。

< 県企業庁 >

- ・ サービス購入料の構成要素は、特定事業契約書(素案)別紙7に記載していますし、各々の構成要素ごとの費用については、提案書に事業収支計画(キャッシュフロー)を盛り込む予定です。入札説明書等の公表資料及び事業者からの提案書は契約書の一部として扱いますので、これにより確認できると考えています。税務当局は具体的な内容を提示しないと相談に応じてくれないことが予想されるため、現段階では税務当局に直接確認してはいませんが、アドバイザーを通じて公認会計士等に確認した結果、県企業庁としては会計面・税務面ともクリアできると考えているところです。
- ・ なお、S P Cにおける具体的な会計処理方法は、事業者のノウハウを発揮する部分ですので、事業者側にお任せします。

< 県企業庁 >

- ・ ペナルティの基本的な考え方としては、あまり細かいところまでペナルティの対象とせず、脱水ケーキの含水率を35%以下とする脱水能力の維持、返送水の濁度管理、100%再生利用等に重点を置いて、これらの業務要求水準の未達に関してペナルティを課すというかたちで、サービス購入料の減額方法を設定しています。
- ・ 100%再生利用に関して言えば、恐らく金融機関としては、S P Cが自ら不正処理を行うというより、S P Cが直接管理できない再生利用の委託先での不法投棄等まで不安材料として考えていると思います。これに対しては、しっかりとした再生利用先を選定することで金融機関の不安を払拭するしかないのではないかと考えます。

< 富士電機 >

- ・ 各年度ごとのサービス購入料の金額については、各年度ごとに覚書を取り交わす等の手続きをお考えですか。

< 県企業庁 >

- ・ 事業収支計画(キャッシュフロー)は、年度ごとの提案金額を明示するものを想定しています。

< 県企業庁 >

- ・ 県企業庁としては、浄水施設(排水処理施設を含む)の機能が停止した場合、給水業務に大きな影響が及んでしまうことから、浄水施設の機能停止は極力避けなければなりません。そういう視点から、金融機関には、S P Cの破綻時等において事業継続に支障が生じる前に、代替りの業務遂行者を見つけ出す役割を期待しています。現在

お示ししているペナルティの仕組みは、そういった役割を担って頂くに当たっての、金融機関のモチベーション維持を狙ったものです。もっとも、県企業庁としても、現在の仕組みがベストであるとは思っていませんので、何らか別の仕組みがあれば検討したいとは思っているところです。

< 富士電機 >

- ・ この事業では、施設整備後、施設の所有権は県企業庁に移転します。したがって、金融機関としては、施設に担保権を設定することはできないため、SPCが県企業庁に対して有している債権（サービス購入料を受け取る権利）に担保権を設定することになりますので、この債権についての担保評価を行います。
- ・ 建設期間中については履行保証保険がありますが、維持管理・運営期間中についてはそのような保険制度はありませんので、この辺りを金融機関がどう評価するのか、事業者としては気掛かりなところです。（事業者としては、県企業庁に保証を差し入れた方が良くもかもしれません。）

< 県企業庁 >

- ・ 金融機関は、業務の構成要素ごとに事業リスクを評価するのですか。

< 富士電機 >

- ・ 金融機関にとって施設整備部分の事業リスクを評価することは可能ですが、20年間の維持管理・運営部分の事業リスクを評価する基準は持ち合わせていないと思います。したがって、事業者による事業継続の安全性に関する説明を、金融機関がどのように受け止めるのかは判断しかねるところです。

< 県企業庁 >

- ・ 脱水ケーキの再生利用に当たり、販売収入が見込めず、逆に処分費用がかかる場合には、県企業庁がその費用をサービス購入料として支払う仕組みにしているので、事業継続の安全性は、それなりに担保されていると考えているのですが。

< 富士電機 >

- ・ 公共でも民間でも、事業として成立するという意味において、再生利用の仕組みが未だ確立されていない現状では、5年間から先（6年目以降）に関しては説明が難しいと思います。事業者としても金融機関に対して「経済的合理性」という観点から、説明し切れないと思われれます。

< 県企業庁 >

- ・ なぜ、5年間なのですか。

< 富士電機 >

- ・ 要するに、それ以上の期間になると、引取り手の確保が困難であるということです。

< 県企業庁 >

- ・ 現在、再生利用に関しては、提案単価については10年間固定、ただし、再生利用方法等の変更は協議により可能という仕組みを提示しています。これは、当初20年間の価格固定を考えていたものを、現実的でないということで10年間に短縮したものです。県企業庁としては、再生利用に関して販売を前提とした提案がなされた場合に、契約後僅か数年で、逆に処分費用がかかるというかたちに、安易に変更されてし

まうと、そもそも公正な事業者選定であったのかという問題に発展してしまうため、せめて10年間は責任を持って事業遂行できるような提案を頂きたいということで、提案価格を固定しているものです。

< 富士電機 >

- ・ その条件に対応しようとする事業者の意欲を、金融機関が評価できるかという話だと思います。

< 県企業庁 >

- ・ ペナルティの対象範囲だけが問題なのですか。

< 富士電機 >

- ・ 金額の問題もあります。どの程度の規模の資本金を設定するかも様子は変わってきます。

< 県企業庁 >

- ・ S P Cの債権への担保権設定の件ですが、一定の条件はありますが当該債権全体に担保権を設定することはあり得ますが、割賦債権部分だけを取り出して担保権を設定することは認めません。
- ・ 初期投資部分（割賦部分）にまで維持管理・運営期間中のペナルティが及ぶようにしているのは、金融機関も一部リスクを負担する仕組みとすることで、金融機関にも一定の役割（S P Cの運営状況の監視等）を担ってもらおうという狙いがあるからですが、これがベストの仕組みであるとは思っていませんので、何か良いアイデアがあれば見直すこともあり得ます。
- ・ 脱水ケーキの再生利用に関して、貴社では販売可能ということで検討されているのですか。

< 富士電機 >

- ・ そのような方向を目指して検討しています。（これからの事業のあるべき姿であると考えています。）

## 2 不可抗力による事業者の負担の考え方について

< 特定事業契約書（素案）第26条ほか >

< 富士電機 >

- ・ 不可抗力による事業者の負担について特定事業契約書（素案）では、増加費用又は損害のうち本件工事費等の100分の1までのものを事業者が負担（第26条）、3ヶ月以内に事業者が生じた増加費用及び損害は事業者が負担し、それ以降にかかる遅延により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は県企業庁が負担（第36条）、損害のうち100分の1までのものを事業者が負担（第52条）、増加費用又は損害のうち100分の1までのものを事業者が負担（第53条）と定められていますが、事業者の負担に耐えうる範囲には限界があることを御理解頂き有限のものとして頂きたいと考えます。

具体的には、建設に関わる事項については、工事費の100分の1（工期の延期に関わるものは増加費用の100分の1）、運営に関わるものは当該年度の維持管理・運営

費及び再生利用業務費の100分の1を事業者の負担の上限として頂き、工期の延期、期間の短縮等は、別途事業者にインセンティブを御提示頂くことで解決をお願い申し上げます。また、第三者の損害に関わるものについては、県企業庁の指定する保険金の付保を条件に事業者の負担を免除願います。

< 県企業庁 >

- ・ 維持管理・運営期間中の不可抗力リスクの事業者負担分については、確かに上限がないので、御意見を伺いながら検討したいと思います。
- ・ 不可抗力による運営開始遅延に伴い3ヶ月以内に事業者が生じた増加費用等を事業者負担としているのは、運営開始遅延期間（工期延長期間）の短縮を狙った措置です。このことについて、別途事業者にインセンティブを提示することで解決するというのですが、具体的にはどのようなインセンティブが考えられますか。
- ・ また、不可抗力について、民間の契約では一般的にどのように規定されているのですか。

< 富士電機 >

- ・ インセンティブとしては、例えば、事業者負担額の上限を設定した上で、事業者の努力により損害額が減少できた場合に、一定額（10%程度）を事業者に還元する等の方法があると思います。
- ・ 民間契約では、維持管理・運営期間中の保険の付保に関する条件が付されることはありますが、維持管理・運営期間中の不可抗力リスクを受注者側に負担させるような規定が設けられることは、殆どありません。

< 県企業庁 >

- ・ 条件として付される保険にはどのようなものがあるのですか。

< 富士電機 >

- ・ 個別具体の契約ごとに異なりますが、一般的には、地震保険、火災保険、第三者賠償保険等です。風水害については火災保険で、ある程度カバーできますが、不可抗力に対応しているのは地震保険くらいしかありません。
- ・ 提案価格に一定の上乗せが生じることを承知の上で、維持管理・運営期間中の不可抗力リスクの事業者負担額に上限を設定するのか、保険付保の条件を設定するのは、県企業庁の判断ということになるのかと思います。

< 県企業庁 >

- ・ 現在の仕組みでは、不可抗力リスクの一部は県企業庁から事業者に移転されていますが、事業者によるリスクヘッジの方法は自由です。（提案価格が安い方が良いのは当然ですが、必要な費用は県企業庁が支払います。）

< 富士電機 >

- ・ 損害規模の問題もありますが、仕組みとして上限が設定されていないと、どうしてもスキームとして組み辛いという面はあります。

< 県企業庁 >

- ・ 維持管理・運営期間中の不可抗力リスクの事業者負担に関しては、再度検討いたしますが、運営開始遅延の部分については、予定より早い対応に対するインセンティブ

の付与（ボーナス的な考え方）は難しいと思います。

< 富士電機 >

- ・ 現在、提示して頂いている仕組みは全て減点方式なので、何らかのインセンティブがあった方が事業者の意欲を引き出せると思うのですが。

< 県企業庁 >

- ・ インセンティブについては、県企業庁としてもかなり検討したのですが、事業の性格上なかなか良いアイデアが浮かばなかったという経緯があります。何か良いアイデアはありませんか。
- ・ ただ、維持管理・運営に関しては、仮に事業者の努力によって経費を節約できたとしても、提案価格どおりに（固定して）支払いますので、その差額は事業者の利益となります。この部分は、ある意味インセンティブとなるのではと考えています。

< 富士電機 >

- ・ そのような考え方（事業者にインセンティブを供与するという発想）をされているのであれば、維持管理・運営期間中の不可抗力リスクの一部を事業者に負担させるということにはならないのではないのでしょうか。

建設期間中の不可抗力リスクについては、工事費の 100 分の 1 が上限ということなので資金計画を立てる上でも問題ありませんが、維持管理・運営期間中の不可抗力リスクについては上限が定められないため、資金計画上の手立てを検討するにしても、算定の基礎となるデータがないことになり、事業者としては資金計画を立てることが困難となってしまいます。また、不可抗力による運営開始の遅延に関しては、一定のリスクを事業者負担とすることで事業者の努力を引き出すよりも、そのような事態に陥った時の具体的な対応策を、県企業庁と事業者とで十分に検討しておくことの方が、重要なことであると考えます。

< 県企業庁 >

- ・ 維持管理・運営期間中の不可抗力リスクとして最悪の状態は、施設が全壊した場合であると思います。その場合、基本的には県企業庁リスクですが、100 分の 1 については事業者負担ということになります。また、少しでもリスクを負担してもらう仕組みとすることで、（予見可能な範囲の）風水害に対する安全性を高めて頂けるのではないかという期待もあります。（保険でいう「免責」に似た考え方という見方もできます。）

### 3 公表内容< 落札者決定の考え方 >

< 富士電機 >

- ・ 定量化審査については、各々の項目の評価基準と評価点の配分を公開頂くようお願いいたします。

< 県企業庁 >

- ・ 入札公告時に提示します。
- ・ 提案内容の検討に際しては、点数配分を見て作戦を練るのですか。

< 富士電機 >

- ・ 点数配分を見ながら、得意分野を生かせるように考えます。

< 県企業庁 >

- ・ 得意分野があまり生きてこないような点数配分であった場合には、どのように考えるのですか。

< 富士電機 >

- ・ そうなると提案金額を如何に抑えるかというコスト面に作戦の重点がシフトすることになると思います。

#### 4 既存濃縮施設の更新について<その他>

< 富士電機 >

- ・ 濃縮施設の機械設備の更新に当たっては、事業期間中、事業用地の中で自由にレイアウトを再配置してよろしいでしょうか。また、必要な場合、更新設備の用地として県企業庁より事業用地以外の場所を使用させて頂くことができますでしょうか。さらに、その際、更新する機械設備の構成は、新設する汚泥処理設備に適したものとしてよろしいでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 現行の排水処理に支障を来さない限りにおいては、建設期間中に濃縮施設の機械設備の更新を実施すること（レイアウトの再配置及び新設施設に適した機械設備構成）は可能です。実際には、主に排水処理施設の運転を行わない土曜日及び日曜日に行って頂くことになると思います。ただし、事業用地以外の場所を更新設備の用地として提供することはできません。

< 富士電機 >

- ・ 既存施設のうち二次濃縮施設を使用するか否かは事業者の判断で良いのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 自由です。（平成 18 年 4 月以降）

< 富士電機 >

- ・ 二次濃縮施設は使用の有無に関わらず、お預かりするというイメージですか。

< 県企業庁 >

- ・ そのように考えています。

< 富士電機 >

- ・ 設備機器の更新、施設補修に関する提案内容と契約後の実際の実施時期及び費用の変更についての考え方を御教示ください。機器更新や補修を前倒して実施することはないと思いますが、メンテナンスの工夫により、例えば、提案で 3 年ごととしている施設補修が、実際には 5 年ごとの実施で済んでしまうケースもないとは言えません。

< 県企業庁 >

- ・ 提案時に維持管理・運営期間中の機器更新計画（長期修繕計画）を提出して頂きます。原則として計画どおりに更新・補修を実施して頂きますが、やむを得ない事情がある場合には関係者協議会で協議することになります。（費用に関しては、仮に補修

に係る提案価格が 100 万円であった場合に、丁寧なメンテナンスを実施したことにより、実際には 80 万円で済んだとしても、県企業庁は予定どおり 100 万円を支払います。ただし、20 年間で 4 回の補修を予定していた場合に、実際には 3 回の補修で済んだ場合には、実施しない 1 回分については支払いません。)

< 富士電機 >

- ・ 設備機器の更新時期は自由に定めて良いのですか。

< 県企業庁 >

- ・ 自由に定めてください。(ちなみに、県企業庁では設備の状況に応じて、若干安全を見るかたちで更新しています。)

## 5 その他

< 富士電機 >

- ・ 運転開始時の電源の切り替えに当たっては、事業用地外に切り替え用の仮設受配電設備を設置しても良いですか。

< 県企業庁 >

- ・ 実施方針添付資料 2-2 の A 及び C のエリア内であれば構いませんが、それ以外の場所への設置は認められません。

< 富士電機 >

- ・ 河川水質の変化に関しては、浄水処理が不可能な程の水質変化であれば不可抗力として扱うとのことですが、浄水処理は可能であったとしても、汚泥への重金属の含有率が一定以上になると、排水処理はできても脱水ケーキの再生利用ができなくなることも懸念されます。(例えば、上流域での土砂崩れにより新たに露出した地層から、これまでなかったような重金属が溶け出すような場合です。)

< 県企業庁 >

- ・ そのような場合については、今のところ不可抗力とは考えていませんが、再度検討します。